

2023年2月6日

静岡県知事

川勝平太様

静岡県職員組合

執行委員長 伊藤隆



要求書

日頃、貴職が職員の賃金・労働条件の改善に向け、努力されていることに対し、敬意を表します。静岡県職員組合は、2023年2月3日に第212回本部委員会を開催し、春闘要求書を決定しました。

私たち県職員は、公務・公共サービスに対する県民の期待に応えるため、それぞれの職場で自らの職務に全力を尽くしています。しかし、その職務環境は、人員不足による長時間勤務が一向に解消されることがなく、新型コロナウイルス感染症や大規模災害の対応が加わり、私たちの職場体制は一層逼迫しています。

貴職が、真摯に業務に精励する職員の努力に応えるため、下記要求の実現に向け賃金・労働条件改善について誠意をもって回答されるよう要求します。

記

- 1 賃金及び諸手当の改善について、本県の長年の労使交渉経過を尊重し、以下のとおり賃金及び諸手当の改善を行うこと。
 - (1) 基本賃金については、一律14,000円以上の引上げを行うこと。
 - (2) 若年層・中堅層職員の給与水準について大幅に改善すること。特に獣医師については他県との均衡に鑑み、初任給調整手当を新設するなど、また併せて、人材確保の困難な薬剤師についても処遇改善を行うなど、確実な給与水準改善の必要性について人事委員会と課題の共有を積極的に行うこと。
 - (3) 通勤負担軽減のため、通勤に係る時間は60分以内となるよう人事異動に際して配慮すること。また、通勤費用の自己負担解消のため、通勤手当支給上限額を引き上げることの重要性について人事委員会と話し合うこと。
 - (4) 高齢層の最高号給到達問題や昇給抑制措置について、人事委員会に改善を要請すること。
 - (5) 職務の級の適用について改善すること。行政職給料表においては、副班長級を5級、班長級全職員を6級、課長級全職員を7級適用とし、他の給料表についても同様に改善すること。また、研究職の再任用職員を任用すること。
 - (6) 勸奨退職制度について、退職手当の割増率等、国の早期退職募集制度を上回る制度とし、退職手当調整額を改善すること。
 - (7) 現業職の給与水準回復について、可及的速やかに実行すること。
 - (8) 一時金は期末手当に一本化し、支給月数・職務加算措置について改善すること。

- (9) 業務における新型コロナウイルス感染リスクを適切に把握し、危険度の高い業務に従事する場合には特殊勤務手当を支給すること。
- (10) 他県状況を踏まえ、児童相談所に勤務する職員の処遇を改善すること。
- (11) 退職手当については、定年引上げ完成までの間は現行水準を維持・改善すること。
- (12) 人事評価制度については、労使合意を尊重するとともに、常に改善を図ること。
- (13) 緊急対応業務の職員の負担を軽減するとともに、手当を新設すること。
- (14) 障害等のある職員について、合理的配慮が提供できるような仕組みを作ること。

2 人員増、労働条件等の改善について

- (1) 慢性的な時間外勤務を解消し、災害時にも迅速な対応を可能とするよう、計画的に増員すること。特に、年間の時間外勤務が360時間を超える職員がいる職場については、確実に増員を行うこと。当面、年間540時間超の職員がいる職場については、直ちに増員を行うこと。
- (2) 勤務時間の確実な把握に向けた対策を実施した上で、未申請による時間外勤務手当の未払いが発生しない仕組みをつくること。
- (3) 試行中の時差勤務について検証を行い、組合要求を踏まえて改善すること。また、育児・介護・治療と仕事とを両立する職員等を支える周囲の職員への業務集中を回避する等、バランスを考慮した人員配置とし、誰もが働きやすい職場づくりを推進すること。
- (4) 各班に必ず班長及び副班長を配置し、上位職の班長兼務を解消すること。また、50歳以上の班長級未昇任者及び38歳以上の副班長級未昇任者をなくすこと。特に班長級については特段の配慮を行うこと。
- (5) 障害のある職員や長期療養からの復帰職員が、無理なく職場に適應できるよう専門家を配置し、必要に応じて個人と組織との間の調整を行うこと。また、当事者や周囲の職員の過度な負担にならないよう十分な人員体制とすること。
- (6) 社会問題化しているカスタマー・ハラスメントの実態を把握し、対応した職員を適切にサポートする仕組みをつくること。
- (7) 庁舎の冷暖房について、本庁・出先機関にかかわらず、労働安全衛生法及び関係政省令に規定する室温を確実に維持できるよう、運転するための予算を確保すること。
- (8) 正規職員の欠員補充にあたっては、同等業務を担える正規職員又は臨時的任用職員の配置を原則とすること。

3 会計年度任用職員の賃金労働条件の改善について

会計年度任用職員の労働条件を「同一労働同一賃金」「職務給、均衡、権衡、平等取扱い等の諸原則」の観点から、勤勉手当を支給し、フルタイム任用を基本とすること。また、給料表適用号給上限を上げるとともに休暇制度の一層の改善を図ること。特に、看護休暇及び病気休暇は有給休暇とすること。